

# 北広島市教育基本計画

(2011 - 2016 - 2020)

中間年度見直し版【原案】



「大志をいただき学ぶまち・きたひろしま」

北広島市教育委員会

# 北広島市の教育理念

すぐれた知性と 豊かな心と たくましい身体をもって  
自然と創造の調和を図り、進展する郷土社会へ貢献する。

(昭和44年8月 制定 昭和60年3月 改訂)

## 北広島市教育目標

- 1 北広島市民としての誇りと自覚を持つ人
- 2 協力して豊かなまちづくりに努める人
- 3 文化を高め生活の合理化を目指す人
- 4 健康な身体と豊かな心情や知性を持つ人
- 5 勤労を尊び生産を高める人

(昭和44年8月 設定)

## 学校教育目標

- 1 自主性を高め協力して豊かな郷土を築いていける人を育てる
- 2 思考力を深め科学的で合理的な生活を目指す人を育てる
- 3 情操を深め文化の創造につくす人を育てる
- 4 健康な心身を培い社会の進展に貢献する人を育てる
- 5 勤労の尊さを知り生産を高める実践的な人を育てる

(昭和44年8月 設定)

## 社会教育目標

- 1 豊かで住みよい郷土北広島をつくる
- 2 安定と調和のある家庭をつくる
- 3 希望に満ちた明るい青少年を育てる
- 4 健康な文化とスポーツの生活化に努める
- 5 近代的な施設、設備の充実をはかる

(昭和44年8月 設定)

## 目 次

第 1 章 「北広島市教育基本計画」中間年度の見直しについて	
1 「北広島市教育推進計画」とは	1
2 教育基本計画中間年度の見直しの背景	1
3 中間年度の見直しによる主な変更点	2
4 計画の位置づけと体系	4
5 計画の性格	5
6 計画の期間	5
7 計画の推進	5
第 2 章 新たな時代を担う人間像 ～懐く・励む・挑む～	
1 教育の動向と求められる人間像	6
2 北広島のまちづくり・人づくり	9
第 3 章 大志をいただき学ぶまち	
～人と文化を育む 8 つの政策と 24 の施策～	15
政策 1 「生きる力」を育む学校教育の推進	18
政策 2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進	23
政策 3 やさしく支えあう教育連携の推進	27
政策 4 学びあい、教えあう社会教育の推進	30
政策 5 郷土愛を育む教育活動の推進	33
政策 6 生涯にわたる読書活動の推進	35
政策 7 芸術文化活動の振興	37
政策 8 健康づくりとスポーツ活動の推進	39
第 4 章 8 つの政策と 24 の施策を推進する 5 つの視点	42

## 第1章「北広島市教育基本計画」中間年度の見直しについて

### 1 「北広島市教育基本計画」とは

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が「教育振興基本計画」を定めることが規定されました。あわせて、地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされました。

国は、平成20年(2010年)7月、教育振興基本計画(第1期)を策定し、向こう10年間を通じてめざすべき教育の姿を明らかにしました。

本市では、平成23年(2011年)3月に、平成32年度(2020年)までの10年間を計画期間とする「北広島市教育基本計画」(以下、「教育基本計画」)を策定し、今後の教育の目標や方向性を示しました。

### 2 教育基本計画中間年度の見直しの背景

教育基本計画では、「北広島市総合計画(第5次)」(以下、「市総合計画」)における「希望」、「交流」、「成長」の3つの都市像と、教育分野の基本目標である「人と文化を育むまち」に基づき、これまでの基本理念や基本姿勢を踏まえ、北広島市の教育についての基本的な方向を示し、着実に推進するための個別・具体の施策について体系的に整理し、計画的な教育施策を推進しています。

教育基本計画も策定から5年目を迎え、社会状況の変化や時代の要請、国・道の動向など、教育を取り巻く環境は時々刻々と変化しています。

また、国においては、少子化・高齢化の進展による社会全体の活力低下や、グローバル化の進展に伴う我が国の国際的な存在感の低下など、現下の様々な教育課題を踏まえ、平成25年(2013年)6月に「第2期

教育振興基本計画」(以下、第2期振興計画という。)を閣議決定し、教育行政の進むべき基本的方向性を示しています。このような状況のなか、10年計画の前半5年間の政策と施策を検証するとともに、市総合計画の見直しとの整合性を図りながら、後半5年間の教育基本計画の見直しを行いました。

### 3 中間年度の見直しによる主な変更点

見直しあたっては、現教育基本計画における教育施策の基本的方向は維持しつつ、時代の変化や課題に適切かつ速やかに対処するため、教育基本計画の具体的な展開を示している第3章の政策、施策部分について、これまでの取組みの検証で明らかになった課題や新たなニーズに対応する施策を加えるなど、必要な見直しを行なったほか、表現の修正を行っています。

また、市総合計画の教育分野である第2章「人と文化を育むまち」と整合性を図り、次項のとおり政策の標記を統一しました。このため、現行の教育基本計画の政策1「やさしく支えあう教育連携の推進」を政策3に、政策2「生きる力」を育む学校教育の推進」を政策1に、政策3「信頼され、魅力ある学校づくりの推進」を政策2に変更しました。

さらに、現教育基本計画では、8つの政策に23の施策を展開していましたが、新たに小中学校での情報教育の充実に向けた施策として、「ICTの活用による教育の充実」を加え、24の施策を展開することとしました。

## 教育基本計画中間年度の見直しによる変更点

現行 23施策	見直し後 24施策
<b>政策1 やさしく支えあう教育連携の推進</b>	<b>政策1 「生きる力」を育む学校教育の推進</b>
施策1 家庭の教育力向上への支援内容の充実	施策1 幼児教育の振興・充実
施策2 教育相談体制の充実	施策2 豊かな心を育む教育の充実
施策3 地域が支える健全育成活動の充実	施策3 確かな学力を育てる教育の充実
<b>政策2 「生きる力」を育む学校教育の推進</b>	<b>政策2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進</b>
施策4 幼児教育の振興・充実	施策4 健やかな体を育てる教育の充実
施策5 豊かな心を育む教育の充実	施策5 ICTの活用による教育の充実〔新規〕
施策6 確かな学力を育てる教育の充実	施策6 特別支援教育の充実
施策7 健やかな体を育てる教育の充実	施策7 社会の変化や課題に対応した教育の推進
施策8 特別支援教育の充実	<b>政策3 やさしく支えあう教育連携の推進</b>
施策9 社会の変化や課題に対応した教育の推進	施策8 開かれた学校づくりの推進
<b>政策2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進</b>	施策9 教育環境の整備
施策10 開かれた学校づくりの推進	<b>政策4 学びあい、教えあう社会教育の推進</b>
施策11 教育環境の整備	施策10 家庭の教育力向上への支援内容の充実
<b>政策4 学びあい、教えあう社会教育の推進</b>	施策11 教育相談体制の充実
施策12 市民の学習活動への支援内容の充実	施策12 地域が支える健全育成活動の充実
施策13 地域や世代を見据えた学習機会の充実	<b>政策4 学びあい、教えあう社会教育の推進</b>
施策14 施設の充実による学習環境の整備	施策13 市民の学習活動への支援の充実
<b>政策5 郷土愛を育む教育活動の推進</b>	施策14 地域や世代を見据えた学習機会の充実
施策15 エコミュージアム構想の展開	施策15 施設の充実による学習環境の整備
施策16 文化財の保存と活用	<b>政策5 郷土愛を育む教育活動の推進</b>
<b>政策6 生涯にわたる読書活動の推進</b>	施策16 エコミュージアム構想の展開
施策17 図書館サービスの充実	施策17 文化財の保存と活用
施策18 子どもの読書活動推進	<b>政策6 生涯にわたる読書活動の推進</b>
<b>政策7 芸術文化活動の振興</b>	施策18 図書館サービスの充実
施策19 個性豊かな地域文化の振興	施策19 子どもの読書活動推進
施策20 市民等との連携による芸術文化活動の展開	<b>政策7 芸術文化活動の振興</b>
<b>政策8 健康づくりとスポーツ活動の推進</b>	施策20 個性豊かな地域文化の振興
施策21 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進	施策21 市民等との連携による芸術文化活動の展開
施策22 競技スポーツの振興	<b>政策8 健康づくりとスポーツ活動の推進</b>
施策23 スポーツ施設の整備と運営	施策22 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進
	施策23 競技スポーツの振興
	施策24 スポーツ施設の整備と運営

#### 4 教育基本計画の位置づけと体系

市総合計画と教育基本計画の位置づけを表わすと次のとおりです。



## 5 計画の性格

この計画は、本市がめざす教育の推進と、国の第2期振興計画を参酌した、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画としての性格を併せ持つものです。

## 6 計画の期間

この計画の期間は、平成23年(2011年)から平成32年(2020年)までの10年間とします。

## 7 計画の推進

この計画に掲げる施策を着実に推進するため、「北広島市教育基本計画(2011 - 2020)推進計画」(以下「教育推進計画」という。)を策定します。

教育推進計画は、毎年施策の点検評価を行い、その推進状況を広く情報提供するとともに、社会状況の変化や時代の要請、国・道の動向を踏まえて、毎年策定します。

## 第2章 新たな時代を担う人間像 いだ はげ いど ～ 懐く・励む・挑む～

### 1 教育の動向と求められる人間像

国の第2期振興計画では、「教育の使命は、「人格の完成」や「個性を尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、平成18年度に改正された教育基本法の理念を実現するため、「現下の社会経済情勢及び将来展望を十分に踏まえ、「教育立国」としてふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な政策を実行することが求められる。」としています。

また、「グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化により、社会生活の様々な側面に影響を及ぼしつつあるものと考えられ、我が国社会の各分野において早急な対応が迫られている。」とし、次の分野をあげています。

#### **我が国を取り巻く危機的状況**

##### **少子化・高齢化の進展**

- ・生産年齢人口の減少（2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。）
- ・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大

##### **グローバル化の進展**

- ・人・モノ・金・情報等の流動化
- ・「知識基盤社会」の本格的到来
- ・新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・生産拠点の海外移転による産業空洞化

##### **雇用環境の変容**

- ・終身雇用、年功序列等の変容
- ・企業内教育による人材育成機能の低下

### 地域社会，家族の変容

- ・地域社会等の繋がりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- ・価値観・ライフスタイルの多様化

### 格差の再生産・固定化

- ・経済格差の進行 教育格差 教育格差の再生産・固定化  
(同一世代内、世代間)

### 地球規模の課題への対応

- ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面
- ・かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点からの脱却し、持続可能な社会の構築に向けての取組み

さらに、この状況は、東日本大震災により、一層の顕在化・加速化している状況であるとしています。

一方で我が国の様々な強みとして、次のとおり掲げています。

多様な文化・芸術や優れた感性  
科学技術「ものづくり」の基盤技術  
勤勉性・協調性、思いやりの心  
基礎的な知識技能の平均レベルの高さ  
人の絆

また、震災による危機打開に向けた手がかりを教訓に、今後の社会の方向性として「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築に向けて、各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、生涯の各段階を貫く方向性として、「教育行政の4つの基本的方向性」を示しています。

## 教育行政の4つの基本的方向性

### 1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と  
協働を図るための主体的・能動的な力～

- 成果目標 1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）
- 成果目標 2 課題探求能力の修得（大学～）
- 成果目標 3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）
- 成果目標 4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、  
社会の各分野を牽引していく人材～

- 成果目標 5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

### 3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

- 成果目標 6 意欲ある全ての者への学習機会の確保
- 成果目標 7 安全・安心な教育研究環境の確保

### 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

- 成果目標 8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

本市の教育は、第2期振興計画における4つの基本的方向性をはじめ、国や北海道の教育施策との関連性を図りながら、一人ひとりが、生涯を通じて、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる環境づくりをめざすものです。

## 2 北広島のまちづくり・人づくり

今後の教育には、第2期振興計画において求められている「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」の実践が必要です。

一方、本市では、市総合計画に基づき、今後の後半5年間、引き続き「希望都市」・「交流都市」・「成長都市」の3つの都市像をめざして、まちづくりを進めていきます。

そのため、この計画では、本市が進める「まちづくり」にふさわしい「人づくり」に重点を置いて教育施策を推進するものです。

北広島には、このまちにゆかりのある先人たちの精神や行動の中に、この3つの都市像をよく表す先達の存在を実感できるという、かけがえのない「つよみ」があります。

本市がめざす「希望都市」は、情熱・使命感・専門性を有した「希望を懐く人」が育てます。

市内島松沢で「青年よ 大志をいだけ」の名言を残したW.S. クラーク博士は、情熱・使命感・専門性を有した「希望を懐く(注1)人」であり、彼が伝えた溢れる情熱、使命感、高い専門性は青年たちの心に、自らの能力を高め、互いに切磋琢磨する気質を培わせ、新たな時代へ飛躍を遂げさせました。彼が持っていた人の心を動かす人間力は、北広島がめざす「希望」のまちづくり・人づくりには不可欠であり、現代においても「大志を懐く」「博愛」の精神は貴重となります。



(資料1:W.S. クラーク) 14 頁参照

---

### 「懐く」(注1)

市内島松沢にあるクラーク記念碑(昭和25年(1950年)建立)には、北海道大学5代目総長伊藤誠哉の書で「青年よ、大志を懐け」と刻まれています。この「懐」という文字に対するこだわりには、島松沢でクラークの発した言葉を日本語に訳し書きとめた一期生・大島正健の「考え・感情を抱くこと」という思いが込められており、クラークの思い描いていた使命感を営々と共有する、顕彰するという意味が込められています。

また、「交流都市」は、調和・協調・刻苦勉勵の「交流に励む人」が育てます。

道路の整備、田畑の開墾、学校や役場の建設など、開拓期のまちづくりに奔走し、村長など多くの役職を歴任し、たゆまぬ努力でまちと人をリードした和田郁次郎は、調和・協調・刻苦勉勵を象徴する「交流に励む人」であり、彼が持っていた広島県人 25 戸の同胞のリーダーとしての協調の精神や努力は、北広島をめざす「交流」のまちづくり・人づくりには不可欠であり、現代においても「協調」「刻苦勉勵」の精神は貴重となります。



(資料 2:和田郁次郎) 15 頁参照

さらに、「成長都市」は、自律・意識改革の「成長に挑む人」が育てます。

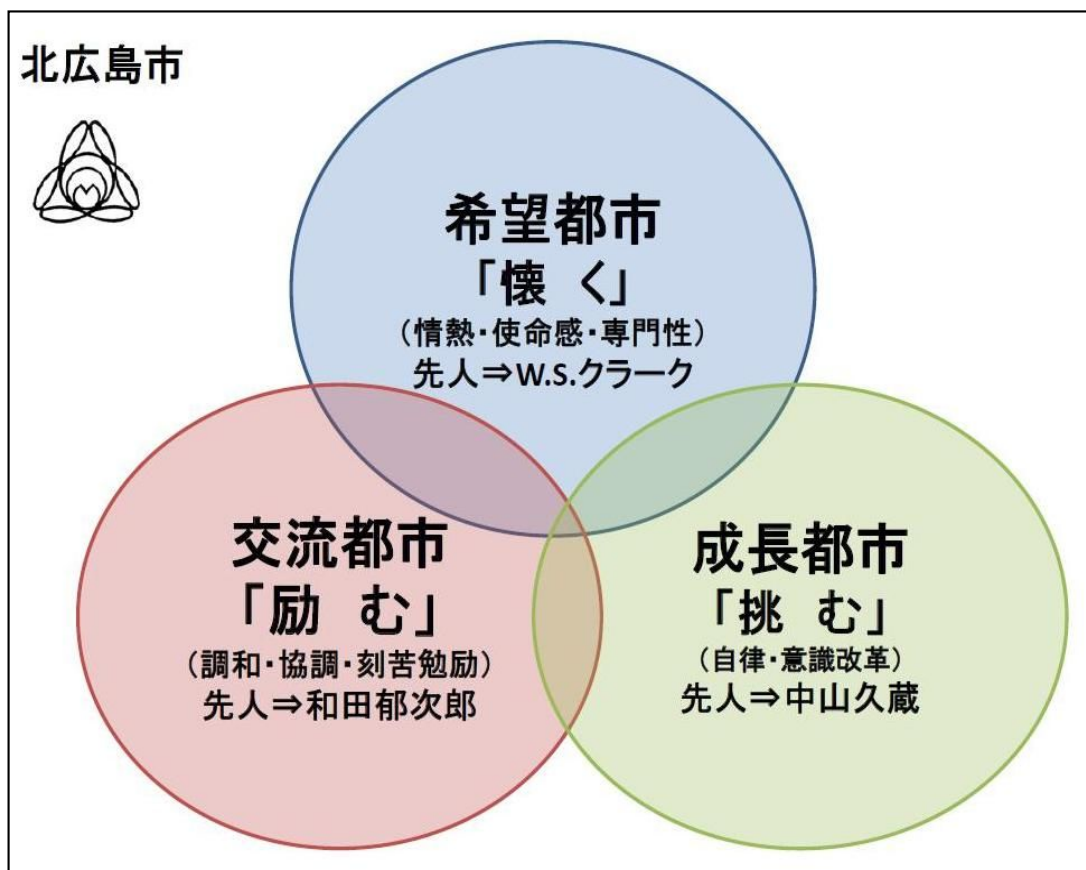
市内島松沢に入植し、「赤毛種」という種もみを使い、当時道南以北では不可能と言われていた稲作を成功させ、「寒地稲作の祖」となった中山久蔵は、自律・意識改革・行動の「成長に挑む人」です。彼の改革に挑み続ける人間力が、北広島がめざす「成長」のまちづくり・人づくりには不可欠であり、現代においても「チャレンジ精神」「自己改革」の精神は貴重となります。



(資料 3:中山久蔵) 16 頁参照


本市の教育は、これら三人の「<sup>いだ</sup>懐く」・「<sup>はげ</sup>励む」・「<sup>いど</sup>挑む」の精神をこれからの人材育成のキーワードとし、現代の市民一人ひとりの心や行動に「<sup>いだ</sup>希望を懐く」、「<sup>はげ</sup>交流に励む」、「<sup>いど</sup>成長に挑む」精神が醸成され、自信と誇りを持って今と未来を生きる北広島の人づくりをめざすため、この計画において8つの政策、24の施策を展開します。

### 新たな時代を担う都市像・人間像



資料 1

1826	誕生	クラーク	中山久蔵	和田次郎	まちの歴史
1827	誕生				
1828	誕生				
1829	誕生				
1847	誕生				
1870					
1871					
1872					
1873					
1874					
1875					
1876					
1877					
1878					
1879					
1880					
1881					
1882					
1883					
1884					
1885	死去				
1886	死去				
1887					
1888					
1889					
1890					
1891					
1892					
1893					
1894					
1895					
1896					
1897					
1898					
1899					
1900					
1901					
1902					
1903					
1904					
1905					
1906					
1907					
1908					
1909					
1910					
1911					
1912					
1913					
1914					
1915					
1916					
1917					
1918	死去				
1919					
1920					
1921					
1922					
1923					
1924					
1925					
1926					
1927	死去				
1928					





**希望都市**  
「懐く」  
(情熱・使命感・専門性)  
先人⇒W.S.クラーク

**W. S. クラーク [1826 (文政9) ~1886 (明治19)]**

明治10年(1877年)4月16日、札幌農学校(現北海道大学)に初代教頭として着任していたクラーク博士は、退任し帰国する際、当時の島松駅通所において、見送りにきた学生達に次のような言葉を残しています。

「青年よ 大志<sup>いだ</sup>懐け! ...金銭や私利私欲や人が名声と呼ぶはかないものに対してではなく、知識や正義や人々の向上のために、人としてあるべき完成された姿に到達できるよう、青年よ 大志<sup>いだ</sup>を懐け。」


また彼は学生たちに「Be gentleman(紳士であれ)」と教え諭しました。こうした彼の教えに大きな影響を受けた学生には、佐藤昌介、大島正健、新渡戸稲造、宮部金吾、内村鑑三などがおります。

旧島松駅通所敷地内に建つクラーク記念碑

資料 2

クラーク	中山久蔵	和田郁次郎	まちの歴史
1826	誕生		
1827			
1828			
1829	誕生		
1847		誕生	
1870			
1871			
1872			
1873			
1874			
1875			
1876			
1877			
1878			
1879			
1880			
1881			
1882			
1883			
1884			
1885	死去		
1886			
1887			
1888			
1889			
1890			
1891			
1892			
1893			
1894			
1895			
1896			
1897			
1898			
1899			
1900			
1901			
1902			
1903			
1904			
1905			
1906			
1907			
1908			
1909			
1910			
1911			
1912			
1913			
1914			
1915			
1916			
1917			
1918	死去		
1919			
1920			
1921			
1922			
1923			
1924			
1925			
1926			
1927	死去		



交流都市  
「励む」


(調和・協調・刻苦勉励)  
先人⇒和田郁次郎

和田郁次郎 [1847 (弘化4) ~1928 (昭和3)]


広島県人の和田郁次郎は、一村創建をめざし、適地を求めて道内各地を探索し、明治16年(1883年)、現在の東部地区に入植の地を定めました。そして明治17年(1884年)、25戸からなる広島県人により北広島の開村に向けた歩みが始まりました。

彼は、道路の整備、田畑の開墾、学校や寺院、役場の建設などに尽力するとともに、村長など多くの役職に就きました。さらに明治32年(1899年)には、当時の野幌原始林を隣接する自治体に払い下げるとの決定に対し、北越植民社(江別市)の関矢孫左衛門らとともに直訴団を結成し、上京しようと汽車で移動中だった北海道庁長官の園田安賢を室蘭まで追いかけて、翻意させ、森林の払い下げを回避することに成功しました。

その後、昭和27年(1952年)に、その一部地域が国の特別天然記念物に指定され、今日に至っています。




和田郁次郎邸



特別天然記念物・野幌原始林(西の里)

1826	誕生		
1827			
1828	誕生		
1829			
1847		誕生	
1870			
1871			
1872			
1873			
1874			
1875			
1876			
1877			
1878			
1879			
1880			
1881			
1882			
1883			
1884			
1885	死去		
1886			
1887			
1888			
1889			
1890			
1891			
1892			
1893			
1894			
1895			
1896			
1897			
1898			
1899			
1900			
1901			
1902			
1903			
1904			
1905			
1906			
1907			
1908			
1909			
1910			
1911			
1912			
1913			
1914			
1915			
1916			
1917			
1918	死去		
1919			
1920			
1921			
1922			
1923			
1924			
1925			
1926			
1927			
1928	死去		



成長都市  
「挑む」


(自律・意識改革)  
先人⇒中山久蔵

中山久蔵 [1828 (文政 11) ~1919 (大正 8) ]


明治 4 年 (1871 年)、現在の島松沢に入植した中山久蔵は、道南の大野村 (現北斗市) で入手した「赤毛種」という種もみを使い、当時は不可能とされていた道南以北での米作りに挑みました。

彼は風呂の湯を沸かし、昼夜、苗代に流し入れ、発芽を促し、また、水田には島松川の水を、暖水路で温めて引き入れました。この努力が実り、明治 6 年 (1873 年)、反当なりに換算して二石三斗の米の収穫を得ることができました。これ以降、久蔵は種もみを開拓民に無償で配布し、全道各地に米作りが広がっていったのです。配布した種もみは 100 俵とも言われています。

昭和 39 年 (1964 年) には、旧島松駅逕所横に「寒地稲作発祥の地」の記念碑が建てられ、その努力と功績が称えられています。



寒地稲作記念碑



旧島松駅逕所

### 第3章 大志をいただき学ぶまち

#### ～人と文化を育む8つの政策と24の施策～

これまでの教育基本計画においては、「たくましく生きる力を持つ人の育成」と「生きがいのある人生を築く学習環境づくり」の2つの基本姿勢により、生涯学習社会の実現を図ってきました。

学校教育の分野においては、それぞれの発達段階に応じて「生きる力」を育てる教育を進め、生涯にわたり自ら学び、自ら考える基礎を定着させるよう努めるとともに、思いやりの心や感動する心など、豊かな人間性を育む「心の教育」や、支援を必要とする子どもたちへの指導体制の充実、教職員の資質向上のための研修機会の確保など学習環境の整備に努めてきました。

また、社会教育の分野においては、多様な学習機会や多くの交流の場を提供することにより、個々の学習意欲の高まりを促し、また、学習の成果が社会の中で生かされ、自己実現や生きがいを見いだすことのできる生涯学習社会の実現をめざしてきたところであります。

さらには、地域の課題等へ主体的に取り組めるよう、生涯学習振興会(注2)などの関係団体への支援をはじめ学習情報の提供や学習支援・相談体制の充実を進めてきました。

このように、この計画においては、これまで展開してきた取組をさらに発展的に推進していくために、「大志をいただき学ぶまち・きたひろしま」をテーマとし、希望を懐き、交流に励み、成長に挑む新たな時代を担う人づくりをめざし、8つの政策と24の施策を推進するものです。

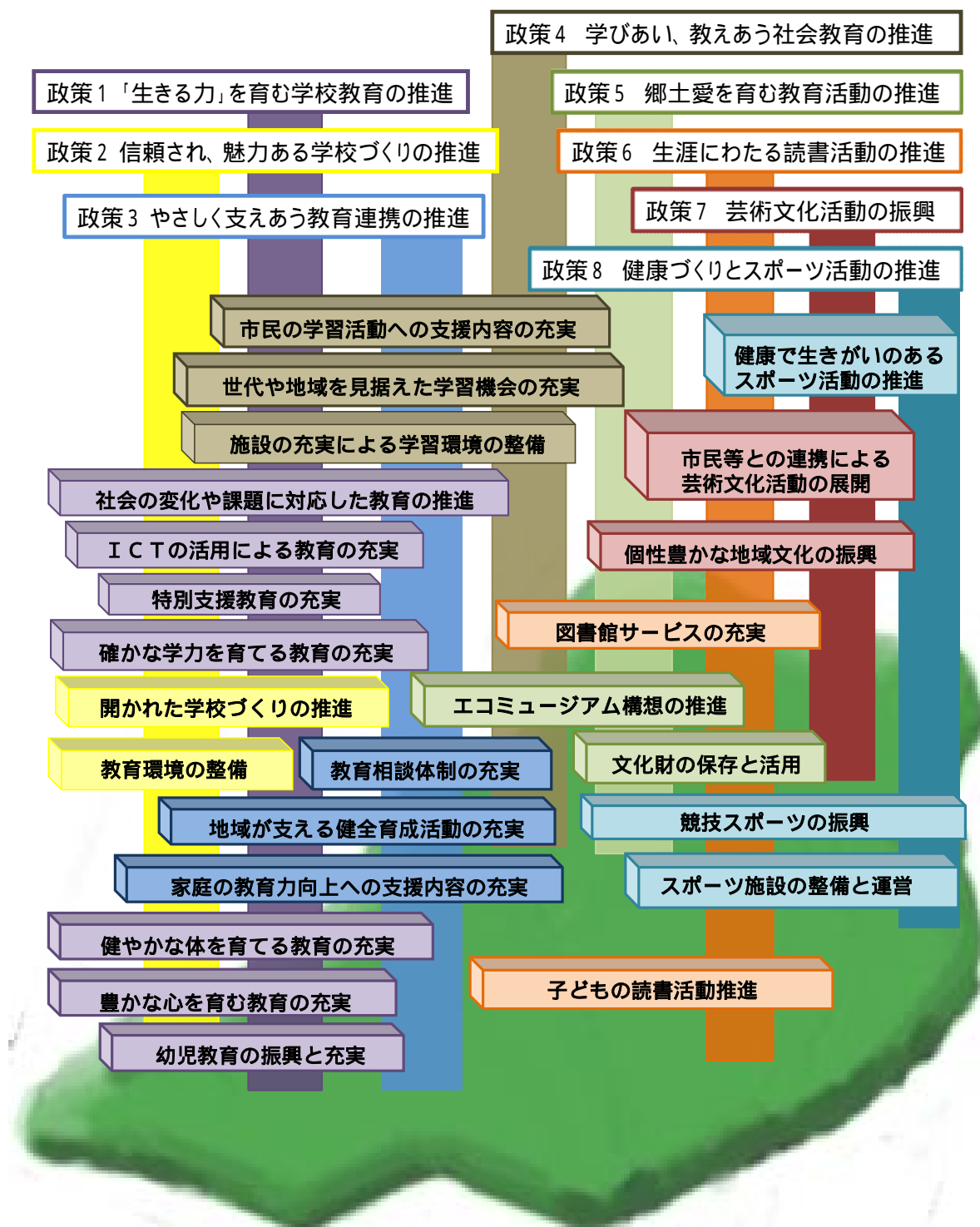
さらに、具体的な施策の実施については、「学校教育の推進方針」並びに「社会教育の推進方針」を策定し、それに基づいて進めていきます。

---

#### 生涯学習振興会(注2)

平成27年(2015年)現在、西部・西の里・大曲・東部にある振興会は、地区の学校、社会教育関係団体等で構成するネットワーク団体であり、学習機会の提供・健康づくり・生活文化の向上等、地域コミュニティ活動の要となっている。

# 人と文化を育む 8 つの政策と 24 の施策



この図は、8本の学びの樹が24の枝を伸ばし、北広島の大地に支えられ、成長している様子をイメージしています。

# 北広島市教育基本計画(2011-2020)の体系



## 政策 1 「生きる力」を育む学校教育の推進

### 現状と課題

変化の激しい社会の中で、北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心などの豊かな人間性、基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、よりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康・体力など、「生きる力」を育むことが求められています。

核家族化や少子高齢化、女性の社会進出、情報化などが進む中、家庭における教育環境が著しく変化していることから、幼児の心身の調和のとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が求められています。

児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、自他の生命を尊重し、健全な人間関係を築く力、美しいものに感動する感性などを高める道德教育の充実をはじめ、全教育活動において豊かな心を育むことが求められています。

いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制を充実するとともに、学校と家庭、地域、関係機関が緊密に連携し、継続的な取組を進める必要があります。

児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするため、確かな学力を育み、自ら学び、自ら考える力を育てることが求められています。あわせて、ICTを活用した効果的な学習や、児童生徒一人ひとりの社会性や職業観・勤労観を育てる「キャリア教育」の充実が求められています。

健やかな体を育む基礎となる学校体育の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成が求められています。また、関係機関と連携し、性や薬物乱用に関する指導や啓発活動を促進するとともに、地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを促進する危機管理体制を確立する必要があります。

「インクルーシブ教育」(注3)の理念に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子の持っている力を高め、学習や生活の困難性の改善や克服をするため、学校全体で適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育の推進体制の充実が求められています。

---

---

#### 「インクルーシブ教育」(注3)

インクルーシブ教育は、障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行う教育です。

## 基本的方向

- 1 幼児の調和のとれた心身の発達を促し、「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。
- 2 自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの豊かな心を育む教育を充実します。
- 3 基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる確かな学力を育てる教育を充実します。
- 4 体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など健やかな体を育てる教育を充実します。
- 5 一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を充実します。
- 6 国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和、キャリア発達などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など、社会の変化や課題に対応できる力を育む教育を充実します。

## 施 策

### 施策 1 幼児教育の振興・充実

多様な体験を重視した特色ある幼児教育を奨励するとともに、障がい児の幼稚園への入園を支援します。

家庭・地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。

教育環境の向上、教職員研修の充実を図るため幼稚園活動を支援します。

### 施策 2 豊かな心を育む教育の充実

人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動を推進します。

基本的な倫理観や思いやりの心などを育む教育を推進します。

いじめ、不登校やささまざまな問題に適切な対応をするとともに、自他の理解を深め、よりよい人間関係を醸成する生徒指導を充実します。

豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。

### 施策 3 確かな学力を育てる教育の充実

基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用していく力を育てるために、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

総合的な学習の時間を中心に、体験的・問題解決的及び探求的な学習を推進します。

学ぶ喜びや楽しさが実感できるような授業のあり方について実践的な研究を推進します。

学力検査等の結果を生かした指導方法の工夫改善を進めます。

#### 施策 4 ICTの活用による教育の充実

学びの充実を図るため、積極的にICTを活用するとともに、指導方法・指導体制の工夫改善を進めます。

教員のICT活用指導力向上のための研修等を充実します。

#### 施策 5 健やかな体を育てる教育の充実

健康に必要な知識・実践的な態度を身につけるために、保健教育や体力向上の取組を推進します。

食の正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、家庭や地域と連携した食育を推進します。

安全で安心な給食を提供するため、施設・設備の整備を促進するとともに、食物アレルギーや異物混入に対する取組を進めます。

児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを推進します。

#### 施策 6 特別支援教育の充実

通常の学級、特別支援学級、通級指導教室での一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実します。

特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による推進体制を充実します。

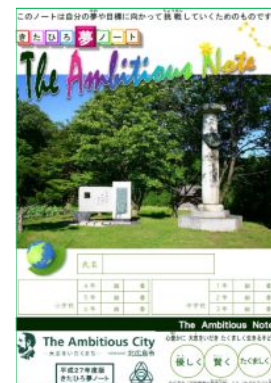
特別支援学校や関係機関との連携を充実します。

## 施策 7 社会の変化や課題に対応した教育の推進

成長の足跡を確かめ、夢や目標に向かって挑戦する人材育成を目指す「きたひろ夢ノート」の実践(注4)を充実させるとともに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成するキャリア教育を推進します。国際化に対応するため、英語教育に取り組むとともに、外国語指導助手(ALT)の活用など、コミュニケーション能力の育成を図ります。市の共通実践課題として、環境、福祉、人権、平和教育を位置づけ、より充実・発展させるための取組を推進します。姉妹都市東広島市との交流を通して、お互いの歴史や文化を理解し、ふるさと意識の醸成を推進します。

### 「きたひろ夢ノート」の実践(注4)

北広島市の子どもたちが夢や希望をもち、自分の夢や目標に向かって挑戦していくためのものです。自分の成長を記録し、歩みを振り返り、成長を確かめながら自己有用感を高め、さまざまなことに挑戦する人を育てることをめざし、小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒が継続して活用していきます。



## 政策 2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

### 現状と課題

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることが求められています。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、学校、家庭、地域が協働して学校改善への取組を進め、地域に開かれた学校づくりが求められています。

家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動などを充実する必要があります。

地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど、学校と地域の双方向の連携を推進し、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。

学校が、家庭や地域の信頼に応え、公教育としてよりよい魅力のある学校づくりを進めるために、学び続ける教員を支援する仕組みを構築し、課題探求型の学習、協働的な学びなど、新しい学びを展開するための教員の実践的指導力等を向上させる必要があります。

教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安心・安全な魅力ある施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化を検討する必要があります。

時代の変化に対応して、小中一貫教育などの新しい教育手法の検討や、学校を支援する制度の充実に努める必要があります。

今日の経済状況の中で、勉学に意欲的な生徒や学生が、経済的な理由で就学が困難になっている傾向が見られ、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

## 基本的方向

- 1 学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクル(注5)に基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通して信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。
- 2 質の高い学びを支える環境づくりや安心して教育活動が行える学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動など、社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。

---

### マネジメント・サイクル(注5)

ここで言うマネジメント・サイクルとは、「RPDCAサイクル」を通じた学校経営、運営の改善手法を指します。

「調査 R (Research)」= 実態や状況、求められていることなどを適切に把握する 「計画 P (Plan)」= 目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計(改訂)する 「実行 D (Do)」= 計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する 「評価 C (Check)」= 測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う 「改善 A (Action)」= プロセスの継続的改善・向上に必要な措置を実施する等を継続的に繰り返すことで、らせん階段を上るように、より質の高い教育実践をめざす考え方です。



## 施策 8 開かれた学校づくりの推進

学校経営プログラム(注6)による学校経営の推進とマネジメント・サイクルによる学校改善を推進します。

家庭や地域の教育的ニーズを把握するとともに、学校関係者からの学校に対する評価や結果、教育活動の成果について、保護者や地域に周知するなど、情報の共有化を図ります。

学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)(注7)の取組など、地域の方々の教育活動への参加や地域への学校資源の提供により、学校と地域の双方向の連携を推進します。

子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現する「土曜授業」を推進します。

---

### 学校経営プログラム(注6)

学校経営プログラムは、学校教育目標の具現化の方策として、学期又は月毎の学校の動きに合わせて策定し、R P D C Aサイクルに位置づけ、常に目標の達成状況や達成に向けた取組みの適切さを把握しながら、組織的・継続的に学校経営改善を図るために作成するものです。

学校の一カ月から数カ月単位での具体的な動きに合わせて、「学校経営プログラム」を作成し、次につなげる具体的改善施策を教職員が共有していくことで、チームとして動く学校、協働参画意識の高い学校づくりが実現します。さらに、職員会議等、諸会議の効率化との関連に意を配りながら協働して起案し、R P D C Aサイクルにのせていくことで、子どもの良き変容や学校の歩みが見える経営が実現されていきます。

### 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)(注7)

学校教育委員会が制定する規則に基づいて指定され、「学校運営協議会」を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

「学校運営協議会」の委員は、学校や地域の実情を踏まえて選ばれます。委員は構成のバランス等にも配慮しつつ、熱意のある優れた人材を選出します。この学校運営協議会では、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりして、地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができます。

学校運営協議会は、学校の応援団であり、学校にとっての「パートナー」です。委員の皆さんには、「辛口の友人」「人と人をつなぐ」「目標を共有する」存在であることが求められます。また委員には、校長などの教職員も含まれます。

## 施策 9 教育環境の整備

研修機会の充実や適切な教職員評価を通して、教職員の資質の向上を図ります。

適正な規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりを推進します。老朽化学校施設の長寿命化や耐震化に取組み、防災施設としての機能の充実を図るとともに、児童生徒数の増減に対応した学校施設の整備を推進します。

児童生徒の安全と学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備を推進します。

小中一貫教育等の新しい教育のあり方について検討を進めます。

家庭、地域と連携した学校支援地域本部の取組を推進します。

小・中・高等学校教育等への就学を支援します。

## 政策3 やさしく支えあう教育連携の推進

### 現状と課題

青少年の健全育成の基本である家庭、学校、地域は、少子化や核家族化の進行、教育力の低下、膨大な量の情報等の影響を受けており、とりわけ家庭教育をめぐる課題は複雑さを増しています。

本市では、子どもサポートセンターの相談・支援体制の確立や子どもの体験活動の実施など、家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成を図ってきました。

不登校児童生徒への対応については、指導・訪問体制を充実していく必要があります。小中学校には心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に当たっていますが、さらに学校や中央児童相談所などと連携を強化していく必要があります。

インターネット上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、いじめ防止基本方針に基づく対策を効果的に推進していくとともに、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発をさらに進めていく必要があります。子どもを狙う不審者の出没や犯罪被害は憂慮される問題となっており、子どもが安全で安心して生活できるよう、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成が求められています。

## 基本的方向

- 1 基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。
- 2 いじめや不登校などの問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。
- 3 青少年を健やかに育む安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。

## 施策

### 施策 10 家庭の教育力向上への支援内容の充実

あたたかな家庭づくりへの支援の充実を図ります。

P T A などとの連携を図り、家庭の教育力向上に向けた支援を充実します。

家庭・学校・地域が一体となり、子どもたちの生活習慣を見直す取組を進めます。

### 施策 11 教育相談体制の充実

いじめや不登校の問題を早期に解消するため、スクールカウンセラー、臨床心理士など専門的知識を有する人材を積極的に活用します。

不登校児童生徒の学校復帰に向け、「みらい塾」(注8)において学習指導や社会体験活動を行い、集団生活や社会適応能力の向上を図ります。

---

#### 「みらい塾」(注8)

市内小中学校に在籍する不登校児童生徒の学校復帰を図るため適応指導を行う教室。

携帯電話の取扱いや情報モラルについて、児童生徒や保護者に対して啓発を図るとともに、インターネット上などでの新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害や生活習慣の乱れを防ぐため、ネットパトロールを実施します。

いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の取組を強化します。

青少年を取り巻く諸問題の把握と早期解決に向け、学校や中央児童相談所などとの連携を強化します。

## 施策 12 地域が支える健全育成活動の充実

子どもサポートセンターの相談・支援機能を核として、家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。

各種大会や地域の安全・安心講座などを通じて全市的な健全育成に関する意識の高揚を図ります。

児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう「放課後子供教室」(注9)の充実を図ります。

---

### 「放課後子供教室」(注9)

学校の余裕教室などを活用し、地域住民の方の協力を得て、児童が放課後に学習や体育活動などを行う教室。

## 政策 4 学びあい、教えあう社会教育の推進

### 現状と課題

自由時間の増大を背景に、生きがいや心の豊かさを求める時代となり、生涯学習に対する市民の関心が高まり、学習活動に対するニーズは多様化・高度化しています。市民の主体的な学習活動への支援や、学ぶ機会としての社会教育の充実が求められています。

市民の学習ニーズは、これまでの趣味・教養的な自己実現型だけでなく、少子高齢化に対応した福祉・健康・環境・子育て・防犯などの日常生活や、地域の課題解決に向けた学習機会が求められています。

また、必要な情報が適切に提供されるためのシステムづくりが求められてきていることから、市民の学習ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に生涯学習に参加できるよう、多様な学習機会を創出するとともに、学習プログラムを工夫していく必要があります。

高齢者の地域社会への参加が進んでおり、これらの方々が地域での生涯学習や市民活動の担い手として、主体的に学ぶことができ、学習成果をわかちあうことのできる活動を支援していくため、学習環境を整備していく必要があります。また、これらの活動を円滑に進めていくためにも、関係施設・設備などを充実していくことが必要です。

## 基本的方向

- 1 時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組はもとより、各地区の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。
- 2 国際化の進展や社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。
- 3 学習活動を効果的に支援していくために、施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。

## 施策

### 施策 13 市民の学習活動への支援の充実

市民の学習活動に対する意欲に応えるため身近な学習機会の充実に努め、学びを通じたコミュニティづくりに向け、市民が主体的に取り組む学習活動を支援します。

社会教育関係団体や市民の主体的な学習活動に対し、団体が自ら個性ある活動を継続するための人材育成や団体運営に対する支援の充実を図るとともに、学んだ成果を生かす機会や相互に交流する場を提供します。

市内のそれぞれの地域が、個性豊かに地域の実情にあった学習活動を展開できるよう、市民と行政との協働による活動を推進します。

#### 施策 14 地域や世代を見据えた学習機会の充実

各世代別での学習ニーズに応え、産・学・官・民の連携を図り、多様で豊かな学習機会や交流機会の提供を推進します。

社会の要請や個人の多様な学習ニーズに対応するため、実情に合った学習機会の提供を推進します。

市民の多様な学習ニーズへの対応や、主体的な学習活動を支援するための情報提供に努め、学習活動への効果的な支援を促進します。

市民の主体的な学習をサポートするため、IT予約システムなどによる社会教育施設や公共施設の利用情報のネットワーク化を図ります。

#### 施策 15 施設の充実による学習環境の整備

生涯学習活動の推進や社会教育の充実に向け、市民がより利用しやすい社会教育施設の運営を図ります。

市民の主体的な学習活動を支援するための学習環境を整備するとともに、中央公民館など既存施設の有効活用を図ります。

学習や研修の機会を提供する施設の計画的な整備を進めます。

## 政策 5 郷土愛を育む教育活動の推進

### 現状と課題

国指定の史跡である旧島松駅逕所や特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化・自然遺産、太古の様子を物語る自然化石などを守り、次の世代へ正しく継承していく必要があります。

市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。

広葉交流センター（いこ～よ）に設置した「エコミュージアムセンター知新<sup>ちしん</sup>の駅<sup>えき</sup>」については、エコミュージアムに関する情報の収集と発信、調査研究、展示のほか、郷土に関する学習機会を提供する中心的役割が求められています。

市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努めるとともに、次の世代へ継承するための取組として、地域の遺産をあるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想（まるごときたひろ博物館）」（注10）を進める必要があります。

---

#### 「北広島エコミュージアム構想（まるごときたひろ博物館）」（注10）

エコミュージアムは従来の博物館とは異なり、一定の地域全体を博物館にみたく、歴史遺産や自然遺産、産業遺産、無形文化などを広く地域の遺産として、住民の手で保全・活用していく地域づくりの手法のひとつで、平成22年（2010年）3月、北広島市においても構想を策定した。

## 基本的方向

- 1 市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。
- 2 郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を推進します。

## 施策

### 施策 16 エコミュージアム構想の展開

文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民の文化財を大切に守る心を培い、市民が身近に郷土文化財などにふれることができるようエコミュージアム構想を推進します。

市民参加による郷土学習や体験学習を通して、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。

エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。

重要な郷土資料の保全、住民活動の拠点、情報サービスの発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実します。

### 施策 17 文化財の保存と活用

史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。

郷土の歴史、自然等の調査研究や資料の収集・保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。

郷土文化の伝承に対する支援を進めます。

## 政策 6 生涯にわたる読書活動の推進

### 現状と課題

北広島市図書館は、平成10年（1998年）にオープンし、開館後17年で貸出し数が820万冊を超えるなど、市民の読書・生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。今後も市民が、読書や学習活動を継続することができる資料や情報を提供するとともに、市民との協働による読書環境の充実を図ることが求められています。

現在の図書館や学校図書館は、市民や民間事業者など多くの参加が図られていることから、官民協働を基盤とした生涯学習の拠点として推進していく必要があります。

子どもの豊かな心を育むため、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、自主的に読書活動が行うことができる環境の整備が求められています。

### 基本的方向

- 1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。
- 2 子どもの読書活動については、子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭・学校・地域が一体となった推進をめざします。

## 施 策

### 施策 18 図書館サービスの充実

市民が求める資料と情報の提供を図るため、図書館及び地区分館での図書や雑誌などの資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

地域・学校の読書ネットワークを整備し、読書を楽しみ、学びあう市民意識を醸成します。

図書館フィールドネット（注11）などの市民との協働により、子どもから高齢者までの生涯を通した読書活動の充実をめざします。

### 施策 19 子どもの読書活動推進

市民との協働を踏まえながら、学校図書館を中心とした読書環境整備を進めます。

学校図書館における蔵書の充実に努めるとともに、幼稚園・保育園での絵本巡回事業「小豆（あずき）」の利用拡大を図ります。

---

#### 図書館フィールドネット（注11）

北広島市図書館及び地区分館を拠点とし、各種の読書ボランティア活動を行っている団体のネットワーク組織で、北広島市における読書普及事業の企画、実施を担っている。おはなしの会、朗読サークル等 10 団体で約 150 名の構成員がいる。

## 政策 7 芸術文化活動の振興

### 現状と課題

社会情勢が大きく変化する中、価値観の多様化などに伴い心の豊かさや生活への潤いが求められており、ますます人々の芸術文化への関心が高まっています。

本市では、芸術文化ホール開設以来17年余りが経過し、芸術文化を鑑賞する場や活動する機会の充実が図られてきました。

地域住民との協働により、芸術文化に親しむことができる環境の充実を図ることが必要です。そのため、関係機関との連携や、市民が主体的に取り組む活動を支援する体制の整備、青少年の芸術文化活動への支援をさらに進める必要があります。

### 基本的方向

- 1 市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努めます。
- 2 芸術文化振興プランに基づき、芸術文化の創造を担う人材の育成と市民等との協働による芸術文化活動のさらなる振興を図ります。

## 施策 20 個性豊かな地域文化の振興

優れた芸術文化活動に対して表彰を行うとともに、市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援します。

各種公演や講座、体験教室など、市民が芸術文化を気軽に体験できる機会を提供します。

青少年が芸術文化に触れる機会の充実に向け、学校との積極的な連携を進めます。

芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルを支援します。

芸術文化ホールの計画的な改修と整備を進め、利便性の向上を図ります。

## 施策 21 市民等との連携による芸術文化活動の展開

地域の文化活動を支援する財団法人等や地域貢献活動を行う企業との共催、他の公共ホールなどとの連携を推進します。

芸術文化ホールなどの活用により、市民が芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。

市民との協働により、ボランティア組織の拡充を図りながら、芸術文化ホールの運営を進めます。

## 政策 8 健康づくりとスポーツ活動の推進

### 現状と課題

市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

健康志向の高まりや、団塊世代の定年等によるライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくりの機会拡充と、アダプテッド・スポーツ（注12）の視点が求められています。

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ施設の充実や各種スポーツ教室の開催、学校体育施設の開放などに取組む必要があります。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが課題となっています。スポーツなどを通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要になってきていることから、幼年期を含めたスポーツ活動の底辺拡大を図る必要があります。

---

#### アダプテッド・スポーツ（注12）

ルールや用具を障がいの種類や程度に適合（adapt）することによって、障がいのある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツのことです。

## 基本的方向

- 1 市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。
- 2 競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。
- 3 全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現するスポーツの振興を図ります。
- 4 多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

## 施策

### 施策 22 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進

市民だれもが健康で生きがいのある生活がおくれるよう、市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進、健康・体力づくり機会の拡充を図ります。

市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業の推進を図ります。

スポーツ推進委員や生涯学習振興会と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

## 施策 23 競技スポーツの振興

ジュニアスポーツ活動の振興を図るため、スポーツアカデミー（注13）における事業に取り組みます。

国際大会や全国大会等への出場を支援するほか、スポーツ大会において優秀な成績をおさめた市民を表彰し、市民の自発的なスポーツ活動の振興と奨励を図ります。

市体育協会やスポーツ少年団本部等に対して支援を行い団体の組織強化と育成を図ることで、競技者のスポーツ活動の振興を図ります。

## 施策 24 スポーツ施設の整備と運営

市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。

日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業（全小中学校）をはじめとしたスポーツ環境の向上を図ります。

運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。

---

### スポーツアカデミー（注13）

スポーツ関係者と連携して、指導者養成をはじめとするジュニアスポーツの振興を目的とする。ジュニアスポーツ指導者養成講座やジュニアスポーツ底辺拡大事業、選手強化（中学校部活動支援を含む）事業の総称。

## 第4章 8つの政策と24の施策を推進する5つの視点

この計画を推進するためには、これまでの学校教育と社会教育の両輪による推進体制からさらに踏み込み、社会の変化により柔軟に対応し、北広島の特性を生かした教育施策が展開できるよう、学校教育と社会教育が互いに乗り入れ結び合う、新しい推進体制を構築していくこととします。

体制の構築においては、幼児期・青少年期・成人期・高齢期などのライフステージにあった学習環境を整備する「縦軸」と、地域における人材や関係機関・団体などの持続的な連携協力を広める「横軸」の充実を図るとともに、それらを密接に結びつける必要があります。

### 「縦軸」～ライフステージにあった学習環境の整備・充実

新たな時代を担う人材の育成には、学校教育はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことがより一層重要となります。

そのためには、それぞれのライフステージにあった学習環境を整えることと、さらには家庭教育と幼児教育との連携、幼児教育と学校教育との連携、学校教育と成人・高齢者教育との連携を図ることにより、それぞれの学習環境をつなぎ合わせていく取組が必要です。

このように、市民一人ひとりのライフステージにあった学習環境や教育機会の充実を図り、生涯にわたり一貫した教育環境を保っていく取組を「縦軸」とします。

### 「横軸」～地域の連携協力の充実と拡大

新たな時代を担う人材は、単なる知識の豊富さだけでなく、現代社会を生き抜くための様々な能力を備えていることが求められています。

そのためには、地域で行われている芸術文化活動や郷土の保存伝承活動、読書推進活動なども学校教育に取り入れ、子どもたちの豊かな経験や体験活動を支える体制を整えていく取組が必要です。

このように、学校、家庭及び地域が一体となって、それぞれの役割を自

覚し、地域の連携協力を広めていく取組を「横軸」とします。

この「縦軸」と「横軸」の取組を密接に結び合わせ、支え合うようにするためには、それぞれの関係性を強めてゆくことが不可欠であることから、次の5つの視点により「人と文化を育む8つの政策と24の施策」を推進します。

#### 視点1 生涯にわたる学習環境の充実

いつでも、どこでも、だれでもが学習することができる学習環境を整備する視点

#### 視点2 たくましく生きる力をもち、社会に貢献する人材の育成

心身ともに健康で豊かな教養と社会性を有し、郷土を愛し、社会の一員として地域づくりに貢献できる人材を育てる視点

#### 視点3 産・学・官・民の「協働社会」の推進

産・学・官・民がそれぞれの機能を十分に発揮し、相互が補完し合いながら、新たな地域づくりを進めていく視点

#### 視点4 学校、家庭及び地域住民が一体となった教育力の向上

学校、家庭及び地域が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力により地域の教育力の向上を図る視点

#### 視点5 総合的な教育施策の推進

学校教育と社会教育はもとより、子育てや経済・労働などの分野と連携し、総合的な教育施策を推進する視点

北広島市教育基本計画  
中間年度見直し版  
(2011 - 2016 - 2020)  
平成 28 年 ( 2016 年 ) 3 月

---

発 行  
北広島市教育委員会  
〒061-1121 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1  
TEL: 0 1 1 - 3 7 2 - 3 3 1 1

**[表紙写真]**

史跡旧島松駅通所の池に咲く「ハス」

北広島フォトクラブ 松田 光浩 氏 撮影 (2008年8月)

**[解 説]**

駅通所の「ハス」は、中山久蔵が道南の大野町（現在の北斗市）から、水稻「赤毛」の種もみとともにレンコン（蓮根）を食用にと持ち込み、明治6年（1873年）に久蔵宅の池（通称ハス池）で栽培を始めたことに由来する。

「ハス」は越冬が難しく、寒冷地に生息するのは珍しい。

久蔵が栽培したハスも一時的に姿を消したが、平成3年（1991年）にハス根を再び移植し、復元された。例年、8月上旬から咲き始め、鮮やかなピンク色の花が訪れる人の心を和ませている。